

議 事 録

件 名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日 時	令和2年9月8日(火)～令和2年9月25日(金)【書面決議】
参 加 者	29人
次 第	<p>1 連絡事項 委員の交代について</p> <p>2 議 題 (1) 令和元年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動及び決算について (2) 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の取組み(案)及び予算(案)について</p> <p>3 報告事項 久留米市における令和2年度の新規事業について</p>
議 事	<p>1 連絡事項 参加者のうち前回の代表者会議から委員の交代があった団体があります。</p> <p>2 議 題 (1) 令和元年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動及び決算について 書面決議の結果、全員からの承認をいただきました。</p> <p>(2) 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の取組み(案)及び予算(案)について 書面決議の結果、全員からの承認をいただきました。</p> <p>3 報告事項 久留米市における令和2年度の新規事業について 本事業の実施について報告させていただいたところ、以下の主旨のご意見をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理及び関係機関の連携に留意すべき ・支援のため訪問する場合は、支援員の安全確保のため原則として複数人で訪問すべき ・支援員の児童の心理行動を把握する能力を身に着けるため研修等を実施すべき ・コロナウイルス感染症対策を十分に行なうべき ・行政は責任体制、情報の管理体制等についてしっかりとフォローすべき ・行政はオンラインによる支援を推奨すべき

令和2年度第1回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

議題1 令和元年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動及び決算について

議題2 令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会の取組み（案）及び予算（案）について

報告事項 久留米市における令和2年度の新規事業について

令和元年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【収入】

費目	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減	明細
補助金	2,709,000	2,709,000	0	久留米市より補助金
雑収入	0	3	3	預金利息
合計	2,709,000	2,709,003	3	

【支出】

用途	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減	明細
人件費 共済費	1,804,000	1,729,674	74,326	非常勤職員賃金(所得税控除分等を含む。) 1,729,674円
報酬費	150,000	136,468	13,532	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) 136,468円
旅費	80,000	23,420	56,580	児童虐待防止講演会講師旅費等 23,020円 会議参加者旅費等 400円
消耗品費	490,000	472,195	17,805	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 472,195円
食料費	28,000	35,662	-7,662	会議お茶代等 35,662円
印刷製本費	120,000	125,205	-5,205	オレンジリボンキャンペーン啓発用台紙等 125,205円
使用料	10,000	4,860	5,140	代表者会議に係る会議室使用料 4,860円
手数料 役務費	17,000	984	16,016	振込手数料等 984円
予備費	10,000	0	10,000	予備費 0円
合計	2,709,000	2,528,468	180,532	

【繰越】

用途	繰越額(円)	明細
歳入歳出外 現金	15,662	翌年度に支払いを行う控除済雇用保険料及び控除済源泉所得税 15,662円
合計	15,662	

収入金額 2,709,003円
支出金額 2,528,468円
差引金額 180,535円(久留米市に返還)

久留米市要保護児童対策地域協議会
会長 大久保 隆

監査の結果、適正であることを認めます。
令和2年3月31日

監事 待鳥 ヒロ子

監事



令和元年度要保護児童対策地域協議会 取組実績

1. 会議

①代表者会議

児童相談状況報告をはじめ1年間の活動報告などの内容で開催。また、今年度は、代表者会議の構成委員の見直し等について諮るため、2回開催した。

開催日：令和 元年 5月30日(木)

令和 2年 2月13日(木)

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

開催日：平成31年 4月18日(木)

令和 2年 2月10日(月)

③庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築することを目的として開催

開催日：令和2年1月9日(木)

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議(毎月) 12回

乳幼児部会と児童生徒部会があり、虐待ケースの定期的な進行管理

②個別ケース検討会議 91回

ケースの状況の把握や問題点の確認

③要支援ケース進行管理会議 3回

ケースの状況の把握や終結に関するもの

3. 広報・啓発

①キャンペーン期間の取り組み

・推進月間中の令和元年11月、要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、利用者の多いゆめタウン久留米及びふるさとくるめ農業まつりで啓発グッズとチラシを配布

ゆめタウン久留米 11月 1日(金) 1,000セット配布

ふるさとくるめ農業まつり 11月10日(日) 1,000セット配布

・児童虐待防止推進月間において、関係機関、関係部署の職員の「オレンジリボン」着用

・オレンジリボンの作製(家庭子ども相談課職員以外の市職員によるオレンジリボン作り)

実施日：令和元年9月17日(火)、19日(木)

参加職員数：(2日間延べ)61名

作成個数：約3,700個

・「あきない祭」

実施日：11月9日(土)

内容：オレンジリボンについてのクイズを行い、輪投げを実施

・「マナビィランド」

実施日：11月10日(日)

内容：オレンジリボンについてのクイズを行い、ピンチの装飾を実施

②中学校への出前サロン事業の実施

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成させる「すくすく子育て委員会」が、「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験授業を実施

具体的には、中学3年生を対象に、保健師による命の大切さを伝える講話と赤ちゃんふれあいなどの体験学習を行っている

※令和元年度の実施状況

青陵中学校	6月6日(木)
江南中学校	6月14日(金)、25日(火)
良山中学校	9月11日(水)、12日(木)、13日(金)
田主丸中学校	9月3日(火)、4日(水)
明星中学校	9月12日(木)、13日(金)

③子ども理解を深めるための連続講座の開催

児童虐待を防止するために、福岡県久留米児童相談所、民間団体(親と子のこころの対話研究会、NPO法人にじいるCAP)、久留米市の3者による協働の事業での講演会を連続で開催

開催日・講師(主催団体)

令和 2年2月 2日(日) ■■■■■ 氏(児相主催)
2月15日(土) ■■■■■ 氏(親と子主催)
3月 1日(日) ■■■■■ 氏(市主催)

※ 3月1日分については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書

【収入】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
補助金	2,483,000	2,709,000	久留米市より補助金
合計	2,483,000	2,709,000	

【支出】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
人件費 共済費	1,804,000	1,804,000	非常勤職員賃金 1,763,000円 共済費 41,000円
報酬費	150,000	150,000	代表者会議謝金 150,000円
旅費	64,000	80,000	旅費 64,000円
消耗品費	328,000	490,000	事業用消耗品 328,000円
食料費	25,000	28,000	会議等お茶代 4,000円 セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 21,000円
印刷製本費	85,000	120,000	児童虐待防止啓発用チラシ 85,000円
使用料	10,000	10,000	会議等会場使用料 10,000円
手数料	7,000	17,000	手数料 7,000円
予備費	10,000	10,000	予備費 10,000円
合計	2,483,000	2,709,000	

令和2年度久留米市要保護児童対策地域協議会活動計画(案)について

1 会議

(1)代表者会議

第1回代表者会議(書面により実施予定)

内容：令和元年度活動報告、令和2年度活動計画等

※ 第2回代表者会議の開催については未定

(2)プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク、セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。令和元年度第2回代表者会議において設置することとした「要保護児童等の在宅支援サービスの検討プロジェクト」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検討期間を変更して実施する予定。

2 進行管理・ケース対応

(1)実務者会議(月1回)

内容：協議会で関わっている虐待ケースについて、定期的な進行管理、新規ケースの協議

(2)個別ケース検討会議(随時)

内容：相談を受けた個別の事例について現状の確認、今後の連携、支援方針の検討

3 広報・啓発活動

(1)関係機関への啓発(随時)

虐待を早期発見しやすい機関(民生委員児童委員協議会・幼稚園・保育所・学校)等を対象とした研修の実施

(2)地域への啓発

・関係機関・団体と連携した研修の実施

※今年度の子ども理解を深めるための連続講座 in KURUME(市主催分)は中止。残りの2日間については各主催者において開催の可否について検討中

※今年度の子育てサポーター養成講座(CAS-K)については開催の可否について検討中

(3)児童虐待防止推進月間の取り組み(11月)

・オレンジリボンの着用による児童虐待防止のPR

・児童虐待防止ポスター及びチラシの関係機関への配布

・「広報くるめ」に児童虐待防止特集掲載(予定)

※今年度の街頭キャンペーン等での啓発グッズとチラシを配布は中止

(4)セーフコミュニティの取り組み(随時)

・乳児家庭への主任児童委員の同行訪問

※小中学校への出前サロン事業は、上半期は中止。下半期については検討中

※ 実施予定の事業についても新型コロナウイルスの感染状況等により予定を延期又は中止する場合があります。

○久留米市における令和2年度の新規事業について

- (1) 事業名称 支援対象児童等見守り強化事業
- (2) 事業概要 民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図る事業に対して補助金を交付するもの。
- (3) 事業期間 令和2年9月～令和3年3月
- (4) 事業詳細 別紙のとおり

支援対象児童等見守り強化事業実施（案）

1. 事業の目的

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

2. 実施者

実施者は、久留米市の要保護児童等の支援に取り組む団体等（以下「民間団体等」という。）とする。

3. 支援対象児童

家庭子ども相談課が支援する児童、またはそれに準ずる児童

4. 事業内容

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の（１）を実施し、必要に応じて（２）または（３）を実施する。（民間団体の独特の取組を生かした活動を含む）

- （１）食事の提供（配達等を含む。）等を通じた子ども等の状況の把握
- （２）基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- （３）学習習慣の定着等の学習支援

5. 実施方法

- （１）市は、民間団体等が事業実施を通じて把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等の結果について、適宜、民間団体等と連携し情報共有を図ること。
- （２）本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子どもに限らず、市が見守りを必要と判断した子ども等が含まれること。

6. 留意事項

- （１）４の（１）については、食事の提供を伴わない子ども等の状況の把握も含まれること。
- （２）食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等による子ども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市が必要と認めた子ども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。
- （３）事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- （４）子ども等の状況の把握に当たっては、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなど、感染拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。

7. 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

8. 費用

本事業に要する費用の一部又は全部について、国が別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

9. 実施期間

令和2年9月～令和3年3月

10. 交付申請・交付決定

第1回目の交付申請締切は、8月28日とし、交付決定は9月4日予定とする。なお、第1回の交付申請締切後も、家庭子ども相談課と協議のうえ、随時申請を提出することができるものとする。